



2025 年 2 月 17 日

当別町長
後 藤 正 洋 様

本人の同意なく自衛隊へ個人情報を提供しないでください

新日本婦人の会 当別支部
支部長 佐藤 美智子

当別町農民同盟
委員長 岸本 辰彦

公益社団法人北海道勤労者医療協会
当別社員支部 支部長 今野 一三六

全日本年金者組合当別支部
支部長 相馬 ひろ子

太美地域社会保障勉強会
会長 菊地 眞生

本人の同意なく自衛隊への情報提供をしないよう再度求めます。

一昨年までは、自衛隊に対し町民の個人情報について閲覧のみであったものが、昨年、紙のデータを渡すことが行われました。

私たちは、町民の個人情報を提供するという重大な事柄について、町民、特に対象者の同意を得ずに行われたことに、大きな不安と行政への不信を覚えました。

そもそも、プライバシー権に照らして、問題があります。自らの個人情報を誰にどの範囲で開示するのかについて決定するのは個人の重要な権利であるからです。行政機関が個人情報を保有できるのは「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合」で「利用目的をできる限り特定」する場合に限定され（個人情報保護法 61 条 1 項）、利用目的以外の目的のために利用、提供してはならない（同法 69 条 1 項）のです。本人の同意を取らずに個人情報を提供することは違法と言わざるを得ません。

また、情報提供の対象者は、昨年と同様であれば、2025 年度中に 18 歳になるものであることから、その大半は 17 歳の未成年だということです。この情報提供は、人生にとって極めて重要な意味を持つ職業選択に関わる就職勧誘目的です。特に高校生に対する就職勧誘活動は厳格な規制をかけ、保護されているにもかかわらず、この点の配慮がなされないまま行うことも重大です。

厚生労働省は「新規学校卒業者の就職は、その将来を左右する重要な問題であり、学校における教育や、家庭、地域社会における社会的啓蒙の過程において十分な配慮が必要である。また、その職業紹介にあたっては、新規学校卒業者が職業に対する知識経験が乏しいことから、新規学校卒業者に対し適性と能力に応じた職業選択ができるよう職業指導を計画的に行う必要」（職業安定法第 27 条第 1 項、同 33 条の 2 第 1 項）があるとしています。

また、求人者の求職活動が無秩序に行われることに対して、「学校教育上支障を及ぼすとともに、新規学校卒業者の適正な職業選択を阻害する要因となるもので、職業安定機関は新規学校卒業者を対象とする求人活動については、関係各機関との連携を図りつつ公正かつ適正な活動が行われるよう必要な指導規制を行う」としています。

このように、高校卒業予定者に対する求人活動について、社会的に未成熟・未経験な生徒に対する保護、援助という教育的観点からも、学校を通じて教育的かつ公正になされているものであって、生徒の意思に反したり、保護者も関知できないところで、求職者から直接勧誘にさらされることはない認識し、信頼しているのです。

生徒に対する教育的配慮や公正な求人ルールの必要性は、民間企業であろうが一般官庁であろうが自衛隊であろうが、変わらないものです。

さらに、情報提供を希望しない場合は、「自衛隊への情報提供除外申出書」を役場に提出するという方法のあり方にも重大な問題がありました。

広報に掲載しただけでは、高校 3 年生に周知できないばかりか、その保護者にも伝わっているかどうか不明であることに加え、個人情報提供を希望しない場合は、「申出書」の様式をホームページからダウンロードし、プリントする必要がある、さらに、本人確認書類の写しを添付し郵送または窓口を持参することになっています。これは、対象者や家族に大きな負担を強いるものになるものです。また、同時に「自衛隊を忌避する」ものをあぶり出すことにならないか、内心の自由を損なわないかという危惧もあります。

したがって、個人情報の保護と教育的配慮と公正の観点から、一昨年までと同様の「閲覧」にとどめるべきです。

昨年、私たちが要請した際には、「自衛隊法」や政府から「問題ない」と通知されていることをもって、「閲覧」から「データ提供」に変更したと説明されましたが、上記のいくつかの問題点について、当別町としてどういう見解なのかは判然としませんでした。よって、この要請に対しては、文書での回答を求めます。

なお、議会答弁で、「除外申し出は 1 件もなかった」とされましたが、このことが、情報提供に問題がなかったことの証左にはならず、むしろ、町民・対象者への周知が不十分だったのではないかと考える方が妥当ではないでしょうか。

このような名簿提供の事案は、全国的にも報告されていますが、違憲訴訟も起きており、提供した自治体が被告になっていることも報道されています。自治体と住民の信頼関係を壊すことがないように、以下の通り要望します。

記

- 1、本人の同意なく自衛隊への名簿提供を行わないでください。

以上